

○四街道市指名業者選定審査会等規程

平成6年3月28日

訓令第8号

改正 平成9年3月31日訓令第2号

平成14年3月25日訓令第5号

(題名改称)

平成19年3月30日訓令第1号

平成19年5月17日訓令第3号

平成20年5月22日訓令第4号

平成23年11月16日訓令第4号

平成24年3月30日訓令第2号

平成30年11月26日訓令第7号

(設置)

第1条 指名競争入札の契約事務の厳正かつ公正な執行を図るため、四街道市指名業者選定上級審査会（以下「上級審査会」という。）及び四街道市指名業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(平14訓令5・一部改正)

(所掌事務)

第2条 上級審査会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 指名競争入札の方法により行う理由及び指名業者の選定に関すること。
- (2) 入札参加資格者の指名停止に関すること。

2 審査会は、指名競争入札の方法により行う理由及び指名業者の選定に関することを審議する。

3 第1項第1号に規定する指名業者の選定は、1件の設計金額が1,000万円以上の工事若しくは製造の請負又は1件の設計金額が500万円以上の物件の買入れ等の契約を対象とする。

4 第2項に規定する指名業者の選定は、1件の設計金額が四街道市財務規則（昭和40年規則第1号）第107条に規定する額を超えるものの契約（上級審査会で対象となるものを除く。）を対象とする。

(平14訓令5・平23訓令4・一部改正)

(組織)

第3条 上級審査会及び審査会（以下「審査会等」という。）は、委員長及び委員をもって組織する。

(平14訓令5・一部改正)

(委員長)

第4条 上級審査会の委員長は副市長の職にある者を、審査会の委員長は経営企画部長の職にある者をもって充てる。

2 上級審査会の委員長は会務を総理し上級審査会を代表し、審査会の委員長は会務を総理し審査会を代表する。

3 上級審査会の委員長に事故があるとき又は欠けたときは経営企画部長の職にある者が、審査会の委員長に事故があるとき又は欠けたときは経営企画部の政策調整担当者が、その職務を代理する。

4 上級審査会の委員長及び経営企画部長とともに事故があるとき若しくは欠けたとき、又は審査会の委員長及び経営企画部の政策調整担当者とともに事故があるとき若しくは欠けたときは、あらかじめ上級審査会の委員長又は審査会の委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(平9訓令2・平14訓令5・平19訓令1・平19訓令3・平23訓令4・一部改正)

(委員)

第5条 上級審査会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

経営企画部長

総務部長

福祉サービス部長

健康こども部長

環境経済部長

都市部長

教育部長

消防長

2 審査会の委員は、市長事務部局、教育委員会及び消防本部の政策調整担当者の職にある者をもって充てる。

(平14訓令5・全改、平19訓令1・平19訓令3・平20訓令4・平24訓令2・一部改正)

(指名業者確認審査書の提出)

第6条 経営企画部契約課長(以下「契約課長」という。)は、指名競争入札により工事又は製造の請負、物件の買入れ等を発注しようとするときは、指名業者確認審査書(様式第1号)を審査会等に提出するものとする。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 業務委託及び物品の購入等に係る指名業者確認審査書は、四街道市指名業者選定要綱(平成6年告示第48号)に基づいて作成するものとする。

(平9訓令2・平14訓令5・平19訓令1・平23訓令4・平24訓令2・一部改正)

(指名業者の決定)

第7条 委員長は、審査会等の会議結果に基づき、指名業者決定通知書(様式第2号)を契約課長に通知するものとする。

(平14訓令5・平19訓令1・平24訓令2・一部改正)

(招集)

第8条 審査会等の会議は、必要の都度委員長がこれを招集する。

2 招集は、開催日の5日前までに委員に通知するものとする。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

(平14訓令5・一部改正)

(会議)

第9条 審査会等の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 審査会等の会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 審査会等の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 委員長は、急を要するもので審査会等を開催する暇がないと認めるときは、委員の回議をもって審査会等の審査に代えることができる。

(平14訓令5・一部改正)

(秘密の保持)

第10条 審査会等の会務の内容については、部外者に漏れないように秘密を保持するとともに、その取扱いに十分注意しなければならない。

(平14訓令5・一部改正)

(庶務)

第11条 審査会等の庶務は、経営企画部契約課において処理する。

(平9訓令2・平14訓令5・平19訓令1・平24訓令2・一部改正)

(準用)

第12条 この訓令の規定は、随意契約について準用する。

(平9訓令2・追加)

(補則)

第13条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

(平9訓令2・旧第12条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成6年6月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、平成6年4月1日から施行する。

(四街道市建設工事等指名業者選定審査会規程の一部改正)

2 四街道市建設工事等指名業者選定審査会規程(昭和46年訓令第2号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(四街道市建設工事等指名業者選定審査会規程の廃止)

3 四街道市建設工事等指名業者選定審査会規程(昭和46年訓令第2号)は、廃止する。

附 則(平成9年訓令第2号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成14年訓令第5号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成19年訓令第1号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行日前に調製した用紙は、この訓令の施行日以後においても、当分の間、  
所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成19年訓令第3号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成20年訓令第4号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成23年訓令第4号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成24年訓令第2号）抄

（施行期日）

1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成30年訓令第7号）

この訓令は、公示の日から施行する。